

宗像市国土強靱化地域計画改定業務委託

プロポーザル実施要領書

令和7年7月

宗 像 市

1. 事業概要

(1) 実施要領書の目的

本要領書は宗像市（以下「発注者」という）が計画している「宗像市国土強靱化地域計画改定業務」（以下「本業務」）の受注者を決定するため、価格競争のみに依らず企画力、技術力、利便性、実績等の観点から総合的な提案を受ける公募型プロポーザル方式により選考を実施するために必要な事項等を定める。

(2) 本業務の目的

本業務は、令和3年6月に策定した宗像市国土強靱化地域計画（以下「現行計画」という。）に関して、令和5年7月に変更された国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）、令和5年10月に更新された国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）（以下「ガイドライン」という。）の内容及び令和7年度中に変更予定の福岡県地域強靱化計画（以下、「地域計画」という。）並びに本市の現状を整理し、計画を改定するとともに、宗像市国土強靱化地域計画アクションプランをとりまとめることを目的とする。

(3) 業務概要

ア 業務名 宗像市国土強靱化地域計画改定業務委託

イ 履行期間 契約締結日翌日から令和8年3月31日まで

ウ 要求水準 別添「宗像市国土強靱化地域計画改定業務委託仕様書」による

(4) 提案上限額 4,884,000円（消費税及び消費税相当額を含む）

2. スケジュール

No.	項目	期間等
1	公告	令和7年7月14日（月）
2	仕様書配布期間	令和7年7月15日（火）～令和7年7月30日（水）
3	参加表明書受付期間	令和7年7月15日（火）～令和7年7月30日（水）
4	質疑書受付期間	令和7年7月15日（火）～令和7年7月25日（金）
5	質疑書回答期間	令和7年7月15日（火）～令和7年8月1日（金）
6	提案書受付期間	令和7年7月15日（火）～令和7年8月8日（金）
7	審査日程等通知予定	令和7年8月12日（火）
8	審査（プレゼンテーション）	令和7年8月20日（水）予定
9	審査結果通知	令和7年8月22日（金）

※各書類の受付は、土日祝日を除く9時～17時とする

3. プロポーザル参加資格条件

参加表明者は、公告日において次の(1)～(10)の要件全てを満たすこと。

- (1) 本市の入札参加資格を有するものであること。
- (2) 契約日まで、本市から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団その他の本事業を行うのに相応しくないものでないこと。
- (5) 宗像市暴力団等追放推進条例及び福岡県暴力団排除条例等に規定する、暴力団または暴力団員等が関与しない団体(代表者、構成員)であること。
- (6) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更正手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 「情報セキュリティマネジメントシステム(JISQ27001)」、「品質管理マネジメントシステム(JISQ9001)」、「プライバシーマーク(JISQ15001)」、「環境マネジメントシステム(EMS)」、「国土強靱化貢献団体(レジリエンス認証・登録証)」のうち2つ以上の資格を有すること。
- (9) 管理技術者は、技術士(建設部門の選択科目に限る)又はRCCMの資格を有し、過去5年以内に自治体における「国土強靱化地域計画策定又は改定業務」の実績を有する者とする。
- (10) 照査技術者は、空間情報総括監理技術者の資格を有し、過去5年以内に自治体における「国土強靱化地域計画策定又は改定業務」の実績を有する者とする。

4. 参加資格の審査等

参加を希望する者は参加表明書を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。参加資格審査の結果は令和7年8月1日までに文書で通知する。この通知において、有資格者と認められる者のみが提案書を提出できるものとする。なお、次のいずれかに該当したときは参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本手続きにおいて提出した書類等に虚偽の記載又は不正な行為等をしたとき。
- (2) 本手続きの期間中に前項「3. プロポーザル参加資格条件」に示される項目に該当しないこととなったとき。

5. 参加表明書等の提出

参加表明者は、次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ①参加表明書【様式1】

②誓約書【様式2】

③「3. プロポーザル参加資格条件(8)」に記した資格証明書等

④配置予定の管理技術者及び照査技術者の資格者証の写し及び業務経歴証

(2) 提出期限 「2. スケジュール表No.3」のとおりとする。

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先

宗像市危機管理課

住所:福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

電話:0940-36-5050

6. 参加辞退

参加を辞退する場合は、「2.スケジュール」の「8.審査(プレゼンテーション)」の前日の15時00分までに、「辞退届【様式3】」を「5.参加表明書等の提出(4)提出先」へ持参または電子メールにより提出すること。電子メールの場合は送信後に受信確認の電話連絡を行うこと。

(送付先:宗像市危機管理課 電子メールアドレス kikikanri@city.munakata.lg.jp)

7. 提案書の提出

提案書等の提出は以下のとおりとする。

(1) 提出期限 「2. スケジュール表No.6」のとおりとする。

① 提出後の差替え等は認めない。

② 期限内に提出無き場合は辞退とみなす。

(2) 提出方法 持参又は郵送とする。

(3) 提出部数 提案書:6部

データ:1部(提案書1式をPDF変換しCD-R等に収納したもの)

(4) 提出先 「5. 参加表明書等の提出(4)提出先」とする。

8. 提案を求める具体的な内容

具体的な提案については以下の要領とする。

・資料はA4版(横)で作成し、以下の順にファイルに綴じて提出すること。

・図面等はA3版でも可とするがA4版に折込むこと。

・提案書はA4版15頁(表紙、目次、背表紙は含まない)以内とし、A3版を使用する場合はA4版に折込み2頁として取り扱う。文字のサイズは10ポイント以上とする。

(1) 提案書

本要領書、別紙「宗像市国土強靱化地域計画改定業務委託プロポーザル評価項目表」の評価事項及び仕様書に基づき作成すること。様式は任意とする。

(2) 価格提案書

・宗像市国土強靱化地域計画改定業務委託費見積【任意様式】

9. 質疑及び回答

質疑及び回答は以下とし、電話や来訪による口頭での質疑、期間を過ぎた質疑等及び本業務の審査基準等に係る内容、他の参加者数や会社名等などに関する一切の質疑は受け付けない。

(1) 質疑書【様式4】

質疑対象の法令においては条項、引用文書名においてはページ番号を明記し、質疑内容を具体的に記載すること。回答先の担当部署、担当者名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを明記すること。

(2) 提出期限 「2.スケジュール表No.4」のとおりとする。

(3) 提出方法

質疑書【様式4】は電子メールにより提出すること。

- ① メール件名「宗像市国土強靱化地域計画改定業務委託プロポーザルに係る質疑」とする。
- ② 質疑書【様式4】をPDF化したものを添付すること。
- ③ 送付先:宗像市危機管理課 電子メールアドレス kikikanri@city.munakata.lg.jp
- ④ 質疑書に対する回答は、質問ごとに随時、宗像市ホームページへ掲載する。なお、質問に対する回答は、仕様書の追加及び修正とみなす。

10. 選考方法

(1) 選考方法

提出書類とプレゼンテーションについて、別紙「宗像市国土強靱化地域計画改定業務委託プロポーザル評価項目表」で示す基準により、選考委員が採点した結果の総合評点数が最も高い提案者を受託候補者として選考する。提案者が1者の場合であっても、審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が要求水準を満たしていると認められた場合には、受託候補者として選考する。

(2) 審査結果の通知

審査を実施した者全員に対して、審査結果を郵送及び電子メールにより通知する。なお、受託候補者名、全参加者名、全参加者の総合評価点及び提案金額を危機管理課窓口で閲覧できるものとする。

11. 審査（プレゼンテーション）の注意事項

- (1) 審査は、30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。
- (2) 審査の順番は無作為に決定する。
- (3) 出席者は1参加者あたり3名までとする。

- (4) プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは市が用意する。パソコン及びその他に説明用機器等がある場合は参加者が用意すること。
- (5) 提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは評価の対象としない。
- (6) プレゼンテーションは提案書に沿って進めること。
- (7) 提案書の内容から逸脱しない範囲内で機器等によるデモンストレーションを認める。
- (8) 指定時間に遅れた場合は失格となる場合がある。
- (9) 審査について確認用として録音を行う場合がある。審査後に破棄する。

12. 契約に関する事項

- (1) 受託候補者と本業務契約の締結交渉を行う。
- (2) 交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点者と交渉を行う場合がある。
- (3) 提案書と一緒に提出された価格提案書は、契約締結用に提出された見積書として取り扱い、当該価格をもって契約締結額とする。
- (4) 契約事務等は、宗像市契約事務規則による。
- (5) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、宗像市契約事務規則第46条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (6) 委託費の前払金、部分払等については、宗像市契約事務規則による。
- (7) 契約締結後においても、本業務の遂行にふさわしくない諸事象等が認められる場合は、宗像市契約事務規則に基づく契約の見直しや損害賠償を求めることがある。

13. 失格事項

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及びプレゼンテーションの実施方法が示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等の提出後に価格提案書内の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーションの審査に出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの、その他選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。
- (6) 価格提案書のコストが、提案上限額を超過したもの。

14. 留意事項

次の事項を遵守すること

- (1) 本業務に要する書類作成及び調査費等の費用等は参加者の負担とする。
- (2) 参加者は本業務にて知り得た内容は他人に漏らしてはならない。
- (3) 提案書ほか提出書類の一切は返還しない。
- (4) 各提出後の問合せ、書類の追加、修正には応じない。
- (5) 各審査等の段階で、提案の虚偽、不正及び違反が認められる場合は失格とする。

- (6) 各審査等に対して異議申立ては一切受け付けない。
- (7) 本プロポーザルにおいて、選考委員の審査による最も高い提案者の総合評点数が総合計点の60%以上であれば、選考委員会において可否を決定する。
- (8) 本実施要領書公告日(令和7年7月14日(月))から選考委員会において選考が終了するまでの間、選考委員への接触及び担当課に対する営業活動は、直接または間接的に関わらず禁止とする。

以上